低入札価格調査制度の取扱いの運用について

（令和３年３月３１日　大仙総契－４４２）

１.「大仙市建設工事低入札価格調査取扱実施要領」について

（１）第３条第１項関係

落札決定を保留する旨の告知は、電子入札システムにあっては「保留通知書」により行うものとする。

（２）第５条第１項関係

落札者を決定した場合の通知は、電子入札システムにあっては「入札結果通知書」により行うものとする。

（３）様式第３号付表２関係

失格判断基準調査は、様式第３号付表２により行うものとしているが、担当職員は同表への記入誤り、計算間違い等がないよう十分注意するとともに、入札参加資格確認審査時に同表を添付するなどの方法により、複数の職員のチェック機能が働くよう考慮すること。

（４）その他

低入札価格調査で設定する各基準額の端数処理方法は別紙のとおりとする。

別　紙

端数処理の考え方

１．調査基準価格→ア
　直接工事費×０．９７＋共通仮設費×０．９＋現場管理費×０．８５＋一般管理費等×０．６５＝ア(千円未満を切り捨て)

２．失格判断基準価格
　①失格判断基準価格（１）→イ
　　入札価格の低い１０者の平均入札価格×０．９５(調査対象者数に応じ０．９５から１の範囲内で当該係数が変動)＝イ(千円未満を切り捨て)

　②失格判断基準価格（２）→ ウ
　　設計上の純工事費相当額×０．８＝ウ(千円未満を切り捨て)

３．詳細調査実施基準額→エ
　設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に５分の２を乗じて得た額の合計額(千円未満を切り捨て)、又は、入札比較価格に１０分の８を乗じて得た額(千円未満を切り捨て)のいずれか低い額＝エ(※)

※入札価格がエ以上の額については原則として低入札価格調査を終了(失格判断基準を適用しない場合は一部調査を実施)し、エを下回る額については全項目調査を実施する。

４．工事コスト調査基準額
　３と同様